

Weekly Report

第666号
令和4年9月20日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

相続した空き家に係る譲渡所得3千万円控除

相続等により取得した空き家(被相続人の居住用家屋)を譲渡した場合に、譲渡所得から3千万円を控除する特例が平成28年4月から創設されています。国交省によると、本特例の適用は年々増加しており、確認書の交付件数は平成28年度から令和3年度までの合計で5万743件となっています。

◆現行の適用期限は令和5年12月末まで

本特例は、被相続人が居住していた家屋を相続した相続人が、相続から3年目の年末までにその家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む)又は取壊し後の土地を譲渡した場合に、その譲渡所得から3千万円を特別控除するものです。

ただし、現行の適用期限は令和5年12月末までとなっているため、空き家等の譲渡は令和5年12月末までに行った場合が対象となります(国交省は令和5年度税制改正の要望として適用期限の延長等を求めています)。

◆適用を受けるための主な要件は

主な適用要件としては、①相続開始直前(要介護認定等を受けた被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は入所の直前)まで被相続人が家屋に居住しており、被相続人以外に居住者がいないこと、②昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション等を除く)であること、③相続から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていないこと、④譲渡価額が1億円以下であること、等があります。

なお、確定申告の際に必要な書類として、家屋所在地の地区町村で「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受ける必要があります。

事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件緩和

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する事業再構築補助金には、最低賃金引上げの影響を受ける事業者を対象とした「最低賃金枠」が昨年導入されています。

本年10月に地域別最低賃金が全国平均31円の引上げとなるため、第8回公募(10月公募開始予定)から最低賃金枠の要件緩和等が行われ、同枠に設けられている売上高等減少要件(令和2年4月以降のいずれかの月の売上高が前年又は前々年の同月比30%以上減少)が撤廃となります。

また、最低賃金要件(最低賃金+30円以内の従業員が10%以上)の期間が「令和3年10月~4年8月までの間で3ヵ月以上」に変わります。

マイナポイント第2弾のカード申請期限が延長

マイナンバーカードを取得した方にキャッシュレス決済サービスで利用できるポイントを1人当たり最大2万円分付与する「マイナポイント第2弾」は、今月末までにカードの申請を行った方が対象でしたが、本年12月末まで延長となりました。

本事業では、①カードの新規取得者等(第1弾に申し込んでいない方を含む)に最大5千円分、②健康保険証としての利用申込みで7500円分、③公的受取口座の登録に7500円分のマイナポイントを受け取ることができます。